

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第62号

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(京都市区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条区民部の款市民窓口課の項第6号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

第6条区民部の款市民窓口課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

(京都市区役所支所事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条区民部の款市民窓口課の項第6号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

第6条区民部の款市民窓口課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

(京都市区役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第3条 京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第22号を第23号とし、第11号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律による事務に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

第5条第2項第13号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

第5条第2項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第58号までを1号ずつ繰り上げ、同項第59号中「第27号」を「第26号」に改め、同号を同項第58号とし、同項第60号を同項第59号とする。

(京都市事務分掌規則の一部改正)

第4条 京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条地域自治推進室の款第16号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律による署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行に係る事務に関する手数料の納付及び同法」に改め、同款第17号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例」を「旧電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例」に改める。

(京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部改正)

第5条 京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する

第2条第5項第5号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)